

総 税 市 第 44 号
平成 28 年 4 月 20 日

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

災害義援金等に係る「ふるさと納税」の取扱いについて

災害の被災者及び被災地方団体の支援を目的とする募金活動を行う団体（以下、「募金団体」という。）が収受した義援金等が最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会等（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条又は第 42 条に規定する地域防災計画に基づき地方団体が組織する義援金配分委員会その他これと目的を同じくする組織で地方団体が組織するものをいう。以下同じ。）に拠出されるものであるときは、「ふるさと納税」に係る寄附金（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。以下同じ。）に該当し、寄附金控除の対象となります。

貴都道府県におかれては、下記事項に留意のうえ、義援金等に関する「ふるさと納税」に係る寄附金の取扱いについて、適切にご対応いただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知願います。

また、今般の平成 28 年（2016 年）熊本地震に係る義援金等についても、本通知に基づき、適切にご対応いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 「ふるさと納税」に係る寄附金として寄附金控除の対象となる義援金等は、当該募金団体に対する義援金等が最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会等に拠出されることが募金要綱、募金趣意書等で明らかにされているものであること。
- 2 募金団体を通じて義援金等を寄附した納税義務者においては、個人住民税申告書（所得税の確定申告書の住民税に関する事項を含む。）に寄附金額を記載する場合の確認書類は、地方団体が発行する受領書に代えて、次のいずれかによることができるものであること。なお、募金団体を通じた義援金等については、地方税法附則第 7 条第 1 項及び第 8 項の規定による申告特例（ワンストップ特例）の適用はなく、個人住民税申告書の提出（所得税の確定申告書の提出を含む。）が必要であること。

ア 当該募金団体が交付する受領書（最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会等に提出されることが明示されているもの）

イ 次の①及び②の書類等

① 振込依頼書の控又は郵便振替の半券（いずれも原本に限る。）

② ①に記載された口座が当該義援金等のための専用口座であることが確認できる書類（募金要綱の写し等）